

新	旧
<p style="text-align: center;">上場有価証券等取引の契約締結前交付書面</p> <p>(内容省略)</p> <p>(手数料など諸費用について～レバレッジ型、インバース型 E T F 及び E T N のお取引にあたっての留意点 省略)</p> <p>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要</p> <p>当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引<u>アカウント</u>を<u>登録</u>していただいた上で、上場有価証券等の売買等の注文を受付けております。</p> <p>(金融商品取引契約に関する租税の概要 省略)</p> <p>この契約の終了事由</p> <p>当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）、この契約は解除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ お客様が当社所定の手続きにより、解約の申し入れをされた場合</li> <li>▶ お客様が法令等、当社の定める各約款等に違反した場合</li> <li>▶ お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行っていると当社が判断した場合</li> <li>▶ お客様又は代理人が反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合</li> </ul>	<p style="text-align: center;">上場有価証券等取引の契約締結前交付書面</p> <p>(内容省略)</p> <p>(手数料など諸費用について～レバレッジ型、インバース型 E T F 及び E T N のお取引にあたっての留意点 省略)</p> <p>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要</p> <p>当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引<u>口座</u>を<u>設定</u>していただいた上で、上場有価証券等の売買等の注文を受付けております。</p> <p>(金融商品取引契約に関する租税の概要 省略)</p> <p>この契約の終了事由</p> <p>当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）、この契約は解除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ お客様が当社所定の手続きにより、解約の申し入れをされた場合</li> <li>▶ お客様が法令等、当社の定める各約款等に違反した場合</li> <li>▶ お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行っていると当社が判断した場合</li> <li>▶ お客様又は代理人が反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合</li> </ul>

<p>▶ お客様の<u>登録アカウント</u>のお取引及び保護預り証券を含む全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合 (以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和6年8月24日 改訂</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px;">別紙1</div> <p style="text-align: center;">取引に係る手数料及び諸費用</p> <p>(内容省略)</p> <p>手数料及びその他諸費用</p> <p>((1) ~ (2) 省略)</p> <p>(3) その他の費用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">サービス</th> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">費用等(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>アカウント登録料</u></td> <td>証券取引<u>アカウント</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td><u>アカウント管理料</u></td> <td>外国株式取引<u>アカウント</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定口座</td> </tr> </tbody> </table>	サービス		費用等(税込)	<u>アカウント登録料</u>	証券取引 <u>アカウント</u>	無料	<u>アカウント管理料</u>	外国株式取引 <u>アカウント</u>		特定口座	<p>▶ お客様の<u>開設口座</u>のお取引及び保護預り証券を含む全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合 (以下、省略)</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px;">別紙1</div> <p style="text-align: center;">取引に係る手数料及び諸費用</p> <p>(内容省略)</p> <p>手数料及びその他諸費用</p> <p>((1) ~ (2) 省略)</p> <p>(3) その他の費用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">サービス</th> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">費用等(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>口座開設料</u></td> <td>証券取引<u>口座</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td><u>口座管理料</u></td> <td>外国株式取引<u>口座</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定口座</td> </tr> </tbody> </table>	サービス		費用等(税込)	<u>口座開設料</u>	証券取引 <u>口座</u>	無料	<u>口座管理料</u>	外国株式取引 <u>口座</u>		特定口座
サービス		費用等(税込)																			
<u>アカウント登録料</u>	証券取引 <u>アカウント</u>	無料																			
<u>アカウント管理料</u>	外国株式取引 <u>アカウント</u>																				
	特定口座																				
サービス		費用等(税込)																			
<u>口座開設料</u>	証券取引 <u>口座</u>	無料																			
<u>口座管理料</u>	外国株式取引 <u>口座</u>																				
	特定口座																				

	NISA 口座（少額投資非課税口座）		NISA 口座（少額投資非課税口座）		
	ジュニア NISA 口座（未成年者少額投資非課税口座）		ジュニア NISA 口座（未成年者少額投資非課税口座）		
	信用取引口座		信用取引口座		
(以下、省略)			(以下、省略)		
<p><u>令和 6 年 8 月 24 日 改訂</u></p>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙 2</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙 2</div>		
<p>DMM FX 株券担保サービスについて</p>			<p>DMM FX 株券担保サービスについて</p>		
<p>(内容省略)</p>			<p>(内容省略)</p>		
<p>代用有価証券について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本取引に利用できる代用有価証券は、日本国内の市場に上場されている国内株式、投資信託等（ETF、REIT をいいます）、投資証券（ETN をいいます）とします。ただし、NISA 口座及びジュニア NISA 口座で保有している有価証券は除きます。</li> </ul>			<p>代用有価証券について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本取引に利用できる代用有価証券は、日本国内の市場に上場されている国内株式、投資信託等（ETF、REIT をいいます）、投資証券（ETN をいいます）とします。ただし、NISA 口座及びジュニア NISA 口座で保有している有価証券は除きます。</li> </ul>		

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代用有価証券の評価額については、前営業日の時価（終値）に70%を乗じた額、その他当社が定める割合（掛目）を乗じた額とします。</li> <li>・ 代用有価証券として取り扱うことができる銘柄及び掛目については、金融市場の動向等による金融商品取引所の決定や、当社の判断により変更されることがあります。この場合の変更については、当社ホームページへの記載その他の方法によりお客様に通知するものとし、原則として、当該通知した日から起算して4営業日目の日から適用します（上場廃止等特別な事情がある場合等には即日変更することがあります）。</li> <li>・ DMM 株<u>アカウント</u>でお預かりの有価証券（NISA 口座、ジュニアNISA 口座での預かりを除きます）のうち、当社が代用有価証券として認めているものについては、お客様の指示により代用有価証券として振替を行うことができます。代用有価証券の振替の指示は、国内株式営業日の07時00分～15時30分の間でのみ行うことができます。ただし、単元未満の有価証券の振替はできません。</li> <li>・ DMM 株<u>アカウント</u>で信用代用として使用している有価証券をDMM FX <u>アカウント</u>の代用有価証券として振替指示を行った場合、即時に信用代用から控除されるため、信用取引に係る余力（委託保証金率）の変動にご注意ください。</li> <li>・ DMM FX <u>アカウント</u>で証拠金として使用している代用有価証券は、代用引出可能額の範囲で振替予約を行うことができます。当該振替予約は、国内株式営業日の07時00分～15時30分の間でのみ行うことができます。ただし、代用引出可能額以内の金額であったとしても、指示した金額が1単元の価格に満たない場合、若しくは1単元に満たない部分に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代用有価証券の評価額については、前営業日の時価（終値）に70%を乗じた額、その他当社が定める割合（掛目）を乗じた額とします。</li> <li>・ 代用有価証券として取り扱うことができる銘柄及び掛目については、金融市場の動向等による金融商品取引所の決定や、当社の判断により変更されることがあります。この場合の変更については、当社ホームページへの記載その他の方法によりお客様に通知するものとし、原則として、当該通知した日から起算して4営業日目の日から適用します（上場廃止等特別な事情がある場合等には即日変更することがあります）。</li> <li>・ DMM 株<u>口座</u>でお預かりの有価証券（NISA 口座、ジュニア NISA 口座での預かりを除きます）のうち、当社が代用有価証券として認めているものについては、お客様の指示により代用有価証券として振替を行うことができます。代用有価証券の振替の指示は、国内株式営業日の07時00分～15時30分の間でのみ行うことができます。ただし、単元未満の有価証券の振替はできません。</li> <li>・ DMM 株<u>口座</u>で信用代用として使用している有価証券をDMM FX <u>口座</u>の代用有価証券として振替指示を行った場合、即時に信用代用から控除されるため、信用取引に係る余力（委託保証金率）の変動にご注意ください。</li> <li>・ DMM FX <u>口座</u>で証拠金として使用している代用有価証券は、代用引出可能額の範囲で振替予約を行うことができます。当該振替予約は、国内株式営業日の07時00分～15時30分の間でのみ行うことができます。ただし、代用引出可能額以内の金額であったとしても、指示した金額が1単元の価格に満たない場合、若しくは1単元に満たない部分につい</li> </ul>
---	--

<p>については、当該代用有価証券の振替はできません（DMM FX <u>アカウント</u>で代用有価証券として使用している期間に株式分割等により発生した単元未満の有価証券を除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DMM FX <u>アカウント</u>に預託証拠金として差し出している代用有価証券を売却した際の売却代金は、約定日から起算して3営業日目（国内株式営業日）に受渡しされ、手数料及び譲渡益税徴収相当額（特定口座で源泉徴収ありの場合）を差し引いた金額が DMM FX <u>アカウント</u>の預託証拠金残高に自動的に振り替えられます。</li> </ul> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和6年8月24日 改訂</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">別紙3</div> <p style="text-align: center;">為替取引サービスについて</p> <p>（内容省略）</p> <p>1. お取引方法</p>	<p>ては、当該代用有価証券の振替はできません（DMM FX <u>口座</u>で代用有価証券として使用している期間に株式分割等により発生した単元未満の有価証券を除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DMM FX <u>口座</u>に預託証拠金として差し出している代用有価証券を売却した際の売却代金は、約定日から起算して3営業日目（国内株式営業日）に受渡しされ、手数料及び譲渡益税徴収相当額（特定口座で源泉徴収ありの場合）を差し引いた金額が DMM FX <u>口座</u>の預託証拠金残高に自動的に振り替えられます。</li> </ul> <p>（以下、省略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">別紙3</div> <p style="text-align: center;">為替取引サービスについて</p> <p>（内容省略）</p> <p>1. お取引方法</p>
--	---

<p>・ 当社の為替取引サービスは、DMM 株サービスの<u>アカウント登録</u>手続き完了後、お取引ツールにログイン後の「為替取引」画面にてお取引いただけます。 (以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和6年8月24日 改訂</u></p>	<p>・ 当社の為替取引サービスは、DMM 株サービスの<u>口座開設</u>手続き完了後、お取引ツールにログイン後の「為替取引」画面にてお取引いただけます。 (以下、省略)</p>
---	---